

最後に、あえて望蜀の感をこめて一言すれば、鉾山技術のみならず、広く「技術史」的観点よりする「産業資本」の確立（ここでは、いうまでもなく鉾山資本の確立）を検討する為には、相互の分野からの個別研究が蓄積されてゆくと共に、共同作業（研究）が一日も早く開始されることを冀求しておきたい。

（付記） 御料局生野支庁（生野鉾山）について、宮内庁書陵部今江広道氏にご教示をいただいた点を記して、厚く謝意を表したい。なお、別に注記しない資料は三井文庫所蔵のものである。

（一九六八・九・八成稿）

（専修大学経済学部助教授）

神岡鉾山における俘虜労働

佐々木 享

一 はじめに 戦時下の労働力事情

神岡鉾山における俘虜労働（佐々木）

第二次大戦中、工鉾業の多くの分野では戦争の遂行に戦力増強のため前例のない程生産の増大が要請された。しかし、この必要を満たす条件はいろいろな意味で欠けていた。必要な資材が得られないため、生産諸設備については充たおるか最小限必要とされる老朽化した設備の更新すら思うにまかせないという状況がいたるところにみられた。他方、こうした生産力の不足をカバーし、少しでも生産を増大させるために労働力需要は著しく増加していたが、戦争が進展するに伴い大量の成年男子が軍隊に動員されたため（第一表）、労働力は極度に逼迫していた。日中戦争開始（一九三七年）以来、日増しに深刻化する労働力不足に対処するため、政府は多くの施策をとった。職業紹介所の国営化、国家総動員法の制定、国家総動員法に基づく一連の勅令による施策とくに学校卒業生者使用制限令（一九三八）、工場事業場技能者養成令、学校技能者養成令、国民能力申告令、船員職業能力申告令、国民徴用令（一九三九年）、青少年雇入制限令、従業員移動防止令、船員徴用令、国民職業能力検査規則（一九四〇年）、労務調整令、国民労務手帳法、国民勤労報国隊令（一九四一年）、重要事業場労務管理令、企業整備令、女子勤労働員促進要綱（一九

第1表 日本軍隊の勢力（単位千人）

年未	総数	陸軍	海軍
1937	634	500	134
1941	2411	2100	311
1942	2829	2400	429
1943	3808	3100	708
1944	5365	4100	1265
1945 ⁽¹⁾	7193	5550	1693

(1) 1945年は8月の数字
J.B. コーヘン、大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済』下巻25ページ

とした動員体制が拡充される。戦争末期には、成人労働者のみでなく学生や女子をふくむ根こそぎの動員が行なわれるに至っている。成年男子の動員の拡大は軍の動員の拡大と平行してすすめられたから、一九四四年に入ると生産分野、軍のあいだで動員体制の調整を必要とするに至っており、生産分野における労働力の逼迫は、部分的な召集解除をしなければならぬ状態に陥っていた。

戦時労働動員は、右にみたような国内労働力の動員だけではなかった。一九三九年からは、鉦山・土木事業に朝鮮人労働力が系統的に投入されるようになり、一九四二年十一月の閣議決定以後中国人労働者の集団的移入が行なわれるようになる。さらに太平洋戦争開始以後は、俘虜の使役も行なわれるに至った。

こうして、太平洋戦争の全期間にわたって日本資本主義の労働力は国家による意図的・積極的な労働力保全、確保の政策によってさええられたといつてよいであろう。

本稿では、太平洋戦争期の戦時労働動員のなかで特殊な一翼をになっている俘虜の使役について、若干の資料を紹介することを主眼とし、あわせて少しばかりの解説的な考察を加えてみたい。

俘虜の使役に関する研究については、第二次世界大戦期の経済史研究がちおくれているという困難さに加え、俘虜が国際的性格をもち、俘虜使役の態様が戦後の戦犯裁判の対象となるという微妙な問題をふくんでいたため、関連する資料の大部分が公開されていないのみでなく、公私にわたる資料のひじょうに多くのものが散逸、焼失せしめられてしまっているという困難さが加わる。このような事情のため、われわれは現在のところ太平洋戦争下の俘虜とその使役の全貌を知りうる資料をもたない。ここでは、敗戦直後に来日して戦時戦後のわが国経済事情を調査したJ・B・コーヘンが俘虜についてつぎのようにのべていることを紹介しておこう。

日本本土に抑留されていた俘虜の数は僅かであったが、労働に就かせられた者の割合は日本人よりも多かった。日本本土における俘虜の総数は一九四四年五月には二〇、八二八人と報告され、一九四五年八月には三二、四一八人と報告された。後者の数字は、日本人によれば、日本本土から送還されうる員数のみを表わしたものにすぎなかった。

一九四二年一月一日から一九四八年八月までの間に、四つの内地の島にある俘虜収容所で死亡したものは三、四三二人と報告された。一九四四年五月には抑留者のほぼ八〇%が、一九四五年八月には六〇%が労働に従事していた。

(J・B・コーヘン、大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済』上巻、八二ページ。)

ここに引用されている俘虜の数は、日本本土に送られ、戦後日本から送還された俘虜のみであって外地に抑留されていたいっそう大量の俘虜はふくまれていないこと、およびのちにふれるように、中国人は俘虜として扱われなかったからこの数には含まれていないことを付け加えておく。

J・B・コーヘンは、一九四四年五月には、二〇、八二八人の約八割が使役されているといっているが、この数（約一万六千名）は、アメリカ合衆国戦略爆撃調査団の報告が掲げている使役されていた俘虜の数一五、七四八名と

四二年）、国民徴用令の拡充、国民勤労報国隊令改正、学徒戦時動員体制確立要綱（一九四三年）、学徒勤労令、女子挺身隊勤労令、労働動員関係の一連の勅令の改正（一九四四年）国民勤労動員令、戦時要員緊急要務令（一九四五年）等々がそれである。これらの労働動員対策の推移をみると、日中戦争期には登録、調査、雇用制限・移動防止などの施策による熟練あるいは特殊分野における労働力の保全と職業紹介・技能者養成の強化・徴用などによる軍需産業および関連産業における熟練工や技術者の確保に重点がおかれている。太平洋戦争に入ると、労働者の配置規正、配置換えが積極化するとともに、徴用を主軸

第3表 北海道主要炭鉱の労働者数の民族別構成
(1945年7月末現在、指数)

	日本人	朝鮮人	中国人	白人捕虜
北 炭	100	116	7	2
真 谷 地	100	148	66	—
うち坑内	100	250	70	—
赤 手	100	105	23	27
うち坑内	100	342	76	55
三 井 芦 別	100	87	20	18
うち坑内	100	210	6	5
三 美 唄	100	58	5	—
うち坑内	100	115	11	—

大原社会問題研究所『太平洋戦争下の労働運動』
(1965年) 31ページ

石川氏は明治四十三年（一九一〇年）生れ、一九三〇年に小樽高商を卒業され、一九三二年に三井山野に入社された。山野鉦業所の労務畑を歩かれたのち、一九四三年に神岡鉦業所労務課労務係長として転勤された。神岡では人事課長代理（一九四七年）を勤めた後、一九四九年に日比製煉所人事課長に転出されている。

二 神岡鉦山における俘虜労働の実態——石川秀雄氏のききとり

最初に、神岡に来られた時期から神岡を去るまでの間の、石川さんの担当しておられたお仕事を、説明してい

第2表 工場鉦山における正規の従業者に対する
朝鮮人、中国人及び捕虜労働者数

1944年6月30日現在

	正規労働者計	朝鮮人、中国人、捕虜労働者計	朝鮮人	中国人	捕虜
工業労働者	7,790,273	82,650	69,119	3,602	9,929
男	5,512,896	80,745	67,222	3,594	9,929
女	2,277,377	1,905	1,897	8	0
鉦山労働者	633,754	148,935	140,788	2,328	5,819
男	527,918	148,566	140,419	2,328	5,819
女	105,836	369	369	0	0

注 本調査は中国人、朝鮮人労働者で内地に集団的に移動せしめられた者のみである。従って、戦前個人的に日本に渡航せる朝鮮人、中国人を含まない。尚この数字は日傭労働者を含まない。
アメリカ合衆国戦略爆撃調査団、正木千冬訳『日本戦争経済の崩壊』（1950年）176ページ

ほぼ一致している（第二表）。そこでこのアメリカ合衆国戦略爆撃調査団報告の掲げる数を手がかりとして検討してみると、労働者全体に占める俘虜の比率は、工場において〇・一三％、鉦山において〇・九二％に過ぎない。この比率の小さいことをもって俘虜労働のもっていた意義が過少に評価されてはならない。俘虜の使役されていた個々の鉦山工場についてその労働者全体に占める俘虜の比率は、第三表の一例に示されるように無視できない存在であったといわなければならないのである。すなわち、鉦山によっては、俘虜が日本人の二七％に及ぶ場合があり、更に特定の鉦山の坑内労働についてみると俘虜が日本人の五五％に及んだ場合すらあったのである。しかしながら、個々の工場や鉦山で行なわれた俘虜の使役の態様を記述した文献をみることは、今のところほとんどできない。

神岡鉦山においても、一九四二年から敗戦に至る四年間にわたってほぼ千人にのぼる俘虜の使役が行なわれた。神岡鉦山の場合も、他の場合と同様に関係資料のほとんどが失われている。しかしさいわいなことに、われわれはこのたび、戦

時中から戦後にかけて神岡鉦山の労務課に在職して俘虜労働に関連する職務を担当されていた石川秀雄氏から、当時の俘虜労働の実態について伺いする機会をうることができた。われわれのうかがい得たその内容は、たんに神岡鉦山の歴史のひとつまとして重要であるだけでなく、貴重な歴史の資料ともなると考えられる。

以下は、戦時下の神岡鉦山における労務事情について、当時神岡鉦山に在職していた石川秀雄氏からうかがった、ききとりの抄録である。ききとりは、一九六八年五月二十四日、三井金屬鉦業本店で行われた。きき手は、加藤幸三郎、岩崎宏之、坂牧三郎、筆者で、当時石川氏は日本亜鉛鉦業社の取締役の職にあった。

ただけですか。

石川 昭和十七年十二月まで福岡県の三井鉱山山野鉱業所に労務係員でいました。それから十七年十二月十九日に出生して、神岡鉱業所の栃洞坑労務係長、そこで十九年まで栃洞におったと思いますが、十九年の暮ごろでしたかな、いわゆる鹿間の労務係長に転出しまして、下のほうにおった。終戦後まで鹿間の労務係長。二十一年の十月ごろでしたかな、労務課長代理になった。当時はまだ職員人事は庶務課でやっておりました……。

——本社の庶務課？

石川 いや、神岡鉱業所の庶務課。従業員関係が労務課でやっておったわけです。それで職員関係は全然ノータッチだったわけです。ほとんど従業員の採用、解雇、まあ普通いわれております労務管理。

——終戦後ずっと課長代理で……。

石川 二十一年に労務課長代理になりました、そして二十三年の四月に日比製煉所の人事課長で転出いたしました。

——三井鉱山におはいりになったのはいつなんですか。

石川 三井鉱山は昭和十三年にはいりましたね。

——それからずっと山野にいたんですか。

石川 そうです。労務係員で。

——そうしますと、十七年の十二月、十八年といえますと、ようやく戦争が本格的になるということがわかり始めるころでございますね。それでちょうど十八年というのは、生産統計でみますと、栃洞というのは戦前最高掘っているんですね。戦前九十万吨こえたというのは、この十八年だけのようなんですけれども、人もしたがって相当多か

ったんでしょうね。その栃洞に働いていた人の状態急速にふえてというふうな……。

石川 急速にはふえませんでしたね。そのころは従業員の需給状況は、坑内作業では勤労報国隊をほとんど使っておりませんでしたね。

——徴用の人たちはどうなんですか。

石川 徴用工というのは、あんまり私記憶ないんですがね。あれがたしか軍需生産工場……。

——軍需会社になるのがたしか十八年。

石川 十八年ごろですな。そして当時の山田義勇所長代理が生産責任者になりました、私どももなんか金の鶏のついたラベルみたいなあれをつけさせられましたよ。あれは軍需生産指定工場といえますかな、あれでも順位があったんじゃないでしょうか。徴用工がはいってきたのは記憶がないんですがね。

——山で作っていただきましたました人事の統計を見ますと、だいぶ人が十八年にふえているんですけど。坑内、坑外合わせますと五千人こえているようなんですね。神岡全体ですね。

石川 それはおもに俘虜と……。

——十八年にもう俘虜来ていますか。

石川 ええ、私が行きましたころは俘虜が来ていましたですよ、栃洞に。

——栃洞に何人ぐらいですか。

石川 俘虜は当時昭和十七年の暮れには、三百人はおったと思いますね。最終的には千人ぐらいになったんです。終戦時には千人ぐらいおりました。その俘虜の種類は、英、米、それから蒙、蘭（蘭というのは蘭領インドネシア、いまのインドネシア）の四種類おりましたよ。

——三百人のうちでどこがいちばん……。

石川 だいたい等比率じゃなかったかと思えますね。豪が少なかったかかもしれません。米はやっぱり多かったですね。

——十七年に石川さんおられたときには、もう来ていた……。

石川 そのときは、私が行ってからも入れたんですけど、もう当時昭和十七年の暮れには来ておりました。

——それは、山のほうで足りないから人をよこせという要請を出すわけですか、軍から割り当てがくるわけですか。

石川 あれはけっきょく人が足りない、それから軍需工場に指定されるときは、潜水艦のバッテリー関係が足りなかったんじゃないかと思えますがね。もちろんご承知のように亜鉛は銅と合金にしまして真鍮作りますから、葉灰（きょうごう）とか亜鉛を相当使ったでしょうけれども。おもに鉛が重要視されていきましたですね。鉛基板というんですか、潜水艦のバッテリーに使ったんで、そのほうをやっぱり大いに鉛を生産するという要請が強かったろうと思うんですね。それにはやはり坑内労働者が足りないんで、まあそれまでは一般的にはいわゆる半島労働者というのでカバーしていたわけですね。けれどもその半島労働者、それから山東クーリー、それからしまいは俘虜と、もう半島労働者も底をついてきたわけですね。山東クーリーは石炭山で入れましたけど、神岡では入れませんでした。

——それには理由があるんですか。

石川 これは私もが行きましたら、当時の山田所長さんと話して、入れようか、入れまいかというせとぎわへ立たされたわけです。だけど、どうも栄養失調みたいなが多い。歩どまりが悪いんですな。向こうで百人連れてきても、こっちへ来るときは船中で死んだり、来て病氣したりしまして、非常に歩どまりが悪いということ、炭鉱方面の

データが示すもので、これは感心しないということ、クーリーは一名も入れませんでした。

それで、陸軍俘虜収容所規則というやつが、当時国家の規則でありました。そして申し込めというようなことだったんだと思います。もう私が十七年の暮れに神岡へ行きましたときは来ておりましたから。三百人ぐらいおりましたけどね。米だったですね。

——その俘虜のほか、半島労働者もいたんですね。

石川 半島労働者もいましたですよ。半島労働者は茂住に二百、鹿間に二百はいたし、それから栃洞に三百近くいたと思えますね。

——その俘虜が来て、どういう仕事をしたんですか。

石川 俘虜は、私来ましたときは、坑内作業オンリーでした。栃洞のですね。茂住にはこれは使っておりませんでした。石川 いや、はじめです。最初十七、十八年ごろまでは、坑内作業オンリーでした。

——栃洞の坑内作業？

石川 さようです。だんだん人が足りなくなりまして、はじめの三百人ぐらいの俘虜を最終的には千人ぐらいにふやしたんですが、選鉱には使っておりませんね。鹿間で鉛製煉、それから亜鉛電解、焼鉱硫酸というように、最初私

……。鹿間のほうがむしろしまいは多くなりましたね。栃洞にもふやし、さきほど申し上げましたように、最初私が行ったころは三百人ぐらいのところ、が、栃洞で五百、鹿間でもこういう製煉関係で五百ぐらいになりましたですね。

——さっきおっしゃった三百が千人になるというのは、栃洞だけのことでしょうか。

石川 ええ、栃洞が五百。千人は神岡鉱業所全体といたしまして。

——三百が五百にふえてきたと……。

石川 はい。それから鹿間がゼロから終戦中は五百ぐらいにふえておりましたね。

——そういう俘虜というのは、特殊な労務管理をすると思うんですけどたとえば俘虜つきの憲兵なんか来て……。

石川 そうです。これは俘虜を私どもが使うが、俘虜收容所長は陸軍の管轄なんです、それでそれから労務の提供だけ受けるわけですね、こちらが。しかし、あれは收容所規則なんかにあったんだと思いますけれども、住居、いわゆる俘虜收容所は設備はこちらでしなければいけないというわけです。建物などは提供しなければいけないわけですね。それから賃金——労務の代価は陸軍に払うわけですね。住はこちらが提供すると、賃金は陸軍に払うと。で、衣と食は陸軍がまかなっていたんじゃないですか。

——憲兵は何人ぐらい来ていたんですか。

石川 憲兵じゃございませんで、普通の予備役の、あるいは予備におった人が現役にとられた、少尉が所長になりました。あれはなんていうんでしょうか、神岡俘虜收容所というような名前になっていたんでしょね。その陸軍の職制なんかで。

——隣にあったんですか、その住んでるところは。

石川 これはちょっとこの人員から申し上げますと、古嶋さん、これは戦犯に問われましたけど、古嶋少尉。これは神岡のはえぬきの人です。船津町の以前助役なんかしておられた。予備役にはいっておった軍人さんで、それが応召して俘虜收容所の所長になられたわけですね。古嶋所長以下、下士官、軍属合わせまして、二十人はいたと思

ますね。で、私どもはもう俘虜收容所の中には立ち入ることはできないわけです。直接の管轄じゃないわけですからね。

それで、話前後しますけれども、私どもが山におりまして、けっきょく軍から生産命令がくるでしょう。そうすると、それには生産計画をたてると、どうしても人がこれこれ足りない。それでなんでカバーするかというふうになると、私が行ってからは、半島人はもう底をついて募集不可能な状態になりましたね。ですから、もうあとは勤労報団隊か俘虜しかないわけです。それでけっきょく俘虜をふやしていくよりほかないということになりました。職制は忘れなければ、陸軍省で俘虜を管轄しているセクションがありましたですよ。そこへ私どもも出頭しまして、俘虜を入れたいんだと。俘虜も案外払底しているんですな。それで、おまえのところ何人ほしいんだという申請書書けというわけです。それで申請書を持って行きまして、陸軍から割り当てを受けるわけです。俘虜情報局といったかな、なんか情報局かなんかの管轄のようでしたね。まあ日参までしないけど、だいぶ通いましたですよ。出かけましたね、「どうぞ俘虜をください」というわけです。

神岡鉱山における俘虜労働（佐々木）

それで割り当てがありますと、それじゃ何月何日に——これがまた非常に火急な割り当てがくるわけです。いつのいつかにそれじゃおまえのところへ何百人やるから大急ぎで宿舍をアレンジしろ、というわけです。これはまたたいへんなことですね。もう新しいうちなんかとても建てられっこないですからね。ですから、大急ぎで急造バラックで俘虜收容所を建てて、そしてもうほとんどぎりぎりまで待ってもらったですね。ほんとにあのときは往生しましたな。時間がないんですもんね。もううちができるかできないか、向こうは待っているわけですからね。いつのいつかまでにもう建てるといいうわけです。それであれば、さきほどいちはじめに申し上げましたように、栃洞に私が赴任したときは三百人坑内作業の寮が栃洞の南平というところに建てられておりまして、いまそのあとと（しゅう）

南寮という従業員寄宿舎になっております。それが以前の俘虜收容所のあと手直しして……。

——南平だけですか。

石川 はじめは南平でございました。そのあとに人をふやしまして、木地屋というところがございます。高原川の左岸になります。右岸に製煉所や事務所がございますでしょう。その左岸に、ちょうど向かい側に木地屋という昔はあそこらへんでやっばり春慶塗りが盛んですから、木地師なんかいたんじゃないでしょうか。木地屋という地名がございますが、その一面に、もとあれ青年学校なんかに使っていたんじゃないですか。青年学校のあとかなにかを拡張して、大急ぎで俘虜收容所に改造したと思えます。そこはやっぱり五百人ぐらい入れてましたですね。それから栃洞のほうも拡張して、五百人ぐらい入れました。

俘虜着きますですわね。着くと、身体検査やら全部、そういう陸軍の将校、下士官、軍属が一行に俘虜を並べまして、もうすっ裸にさせるわけですよ。それで身体検査をやって、それから俘虜收容所に入れておりましたがね。私どもはただ労務の提供受けるだけですから、まあその見物に行ってるだけですがね。それで俘虜がはいって、あれがすぐは仕事につけさせられなかったんじゃないですか。やっばり着いてからなんか二、三日ゴタゴタして、向こうの部屋を割り当てたり、向こうでいろいろ整理があつて、三、四日してから俘虜收容所から引率して来てもらつてましたね。たしか。それで毎日毎日番割りするわけです。坑内作業のどこの箇所は何名ほしいと。それから鉛製煉はきようは何人、焼鉍硫酸はだいたい何人何人という、一週間ぐらいのスケジュールを通知してやりまして、そうすると向こうが護衛して職場まで届けるわけです。職場では、その職場の長が作業指示をおもだつた俘虜にするわけですな。まあ主として雑作業でございますから、機械につけたりなんかいたしませんから。

——言葉なんかは通じるんですか。

石川 言葉は、あれは会社の囑託なんかで通訳が二人ぐらいおつたような記憶があります。

——二人ぐらいしかなかったんですか。

石川 はあ、上に一人、下に一人ぐらい。

——上というのは、栃洞に一人、鹿間に一人？

石川 そうです。だいたい通訳的な人は二人ぐらいおりましたね。上、下に一人ずつ。ところが、軍のほうはなるべく一人でもよけい仕事につかせようと思つすし、こちらはあんまりろくでもない俘虜はほしくないんだけど、あんまり病み上がりの能率もあがらんような俘虜はほしくないんだけど、しょっちゅうそれで軍とトラブルを起こしましたんですよ。「あんなのは弱いからいけない、ピンピンしたのだけくれ」というんだけど、「そんなぜいたくいな、一人でも多く使え」というようなことで、だいたい困りましたね。

それから、さきほど申し上げましたが、衣と食は向こうが自前でやるわけなんですけど、シャツとか衣類は私どもは全然タッチしませんでした。それから食は、向こうでもやるんですが、できるだけおまえのほうで手当をしろと。国際条約で決まってるんですな、俘虜の一日に砂糖何グラムとか、それから油何グラムとかって、俘虜の取り扱い。それでももちろん砂糖なんかこっちは手にはいりませんから、砂糖なんかは軍で手当したんでしょう。それから油類も向こうで手当したんでしょうが、できるだけ補給するように会社としても協力しろという、強制命令みたいなのが出るわけですね。それで肉が足らんから肉買ってこいとか、往生しましたな、あのときは。それでも係員の人の高山へんまで、あるいは上玉のほうまであっちこっち飛び回ってらつて、牛骨なんかを仕入れてきまして、あれをぐつぐつ煮ると骨の髄が出てくるようなことで、それで牛骨なんかもだいたい集めましたね。とにかく陸軍の給与じゃ俘虜はまかないきれないと、できるだけ事業主、おまえのほうで協力せよ、というようなことでして、だいたい契約

以外にこちらもサービスさせられた記憶があります。これはしょっちゅうトラブル起こしました。とにかく日本人が食べるものがないのに敵国人の食糧手当をするんですからね。

それで、さきほどちょっと申し上げましたように、俘虜收容所長の古嶋さんが戦犯C級かなんかにも問われたのは、脱走した俘虜を連れてきて虐待したということで、戦犯に問われたわけです。私もその参考人で軍事法廷に立ったことがありますけどね。八名かなんか死亡させているんです。まあ向こうでいうと虐待ですな。

——捕虜が亡くなるということはそうなかったんですか。

石川 病気ではあまり死ななかったですね。しかしよく死にました、からだが強っちゃってですな。やっぱり十五、六人死んで、焼いて、やっぱり埋めたですな。それは軍のほうで全部やりましたから、その詳細については私どもはむしろ知らないですが。

——終戦になったときは、捕虜というのはどういうふうにされたんですか。

石川 終戦になりましたから、二十年の八月二十一日だったと記憶していますが、NHKの放送がございまして、夜七時の放送で、私うちへ帰って聞いていたわけですが、占領軍の当局からのPRだというわけですな。俘虜を使っておった事業主はよく聞いてくれと、占領軍の担当官が俘虜接収に事業所へ行くからしかるべくやれ、という放送がありました、それはもう一週間ぐらいの間に来るんだなと思って寝ていましたら、夜十一時か十二時ころ船津の警察署から電話がありました、もうその米国人が来たというわけです。警察のほくと懇意にしておったなんかという警部補から電話があって、すぐ警察へ来てくれんかというわけです。で、俘虜関係の占領軍の関係者、三、四人来たというわけです。「早いですな、なんで来たんですか」とぼくがいいたら、厚木から飛行機で富山県まで来まして、富山県の不二越鋼材の乗用車を徴発して、その晩のうちに船津へはいったわけなんですな。それで警察へ行ったら、来

ていましたよ。通訳の人もついてきていたです。なんか二世みたいな通訳がついていましたよ。

それで、俘虜を引き揚げるんだというわけです。とりあえず今晩俘虜收容所に行くから案内しろというわけです。よ。それでその晩、栃洞と鹿間に俘虜收容所があったんですけれども、鹿間のほうへまず行きました。鹿間ってのは、さきほど申し上げました木地屋のほうへ案内しろというので行きました。それであのときは俘虜收容所長がうちへ帰っておったわけですね。それでどうしてわれわれが呼び出しにあったかわからないんですけどね。だいたい陸軍の当局者がおるわけですから、收容所長がいるわけだから、その人をつかまえて、いろいろ談判すればいいんだけれども……。引き揚げるについては、輸送の手配しろというわけですな。それが非常な問題でございましてね。あのとき、さきほど申し上げましたように、英、米、豪、蘭とおったでしょう。その俘虜の中でいちばん上官が英国の大尉だったんですな。英国の大尉がすぐキャンプ・マスターに命ぜられておったようでした。それで古嶋所長なんかは逆に俘虜みたいになっちゃって、さっぱり威令行なわれないことになって、もうシェンとして、どっかすみっこのほうへ追いやられちゃったわけです。もうその英国のキャロンとかなんとかという大尉がキャンプ・マスターで幅きかしておったわけですよ。

その晩は、向こうから来た米国人が点検に行って、翌日鹿間の事務所に来まして、所長に面会させろというわけですな。所長というのは山田所長に。それで会議室に全部幹部は呼びつけられました、八月二十一日から、終戦の一周間後でしたね。俘虜全部引き揚げるから、おまえのほうでトレインを準備しろ、というわけですな。トレインを準備しろといったって、こっちは運輸省じゃないんだから、そんな簡単にいかんというわけです。しかし至上命令だというわけですな。それで愛知県蒲郡の近くの、新居町に俘虜の輸送船を何月何日に用意するから、それまでに新居町に着くように、輸送のトレインを手配しろというわけです。たまたま幸いそのときに、岐阜県の特高課長が山へ見えて

おったんですよ。それでとにかくわれわれ民間でしよう。運輸省にそんな俘虜送りたいから一列車回してくれなんて、そんなこといえないですよ。いったって聞きやしないんですよ。だから特高課長つかまえて、なんとかひとつ助けてくれと。それでその特高課長、その人はなかなか腹のある人でした。なんかあとで聞きましたら、もと警視總監しておった人の女婿だったらしいんですがね。その人が名古屋やら猪谷の駅やらいろいろ奔走してくれまして、どうやらトレインの手配ができたわけです。そして鹿間からトロッコに乗せたわけです。それでどうやら猪谷からそのトレインに乗せて、新居町まで特別列車で輸送できましたがね。

その前の晩なんか、俘虜が引き揚げるんで、何するかわからんというわけで、みんな戦々兢兢ですよ。古嶋さん以下、下士官、軍属射殺されるんじゃないかというわけで、もうそれは戦々兢兢でした。だからわれわれもなんか危害を加えられるんじゃないかと思っただけですけど、武器を接収して行ってただけでした。しかし撃鉄なんかはずして渡したですよ。あれだけは印象に残っていますかね。もうその場でバツンとやられるんじゃないかというわけ、その陸軍の俘虜収容所関係の人は、撃鉄ってあるでしょう。バツンとこういくあれをはずしてね。なんか文句いってましたがね、「これはきかんじゃないか」とかって。(笑)とにかくそれは紛失したとかなんかということをやったんでしような。とにかく役にたたん鉄砲を渡していましたよ。とにかくもう逆転しちゃったものですからね。

——帰ったのは二十三日ぐらいですか。

石川 あれで二日ぐらいいおいたかと思えますね。二十四日ごろになると思います。とにかくいやおうなかったから。もうてんやわんやの騒ぎになりましたですから。そんな余裕なんか与えてくれないんですよ。あれはほんとにどうなることかと思いました。

——もう一度お話しもとへ戻しますと、その俘虜のやっていた仕事というのは、雑仕事というところの仕事をすか。

石川 坑内作業ではいわゆるトロッコ押しですね。あれご承知かもしれませんが、鑿(さく)岩機なんかは扱わせなかったですね。あれは鑿(さく)岩しますと、必ずハッパを充填して爆破しますから、そういう危険物は連中には扱わせられませんから。また鑿(さく)岩作業というのはむずかしいですからね。ですから鑿(さく)岩は日本人がやって、それからハッパして、鉱石を起こすでしょう。それを箕(み)みたいなもので、神岡でハコミとっておりましたが、鉄板でできた、よく農家でこうやるでしょう。まあちり取りの大きいやつ。あれでもってトロッコに積んで、そしてトロッコを押しあって、坑井に落とす。そういう作業ですね。まあ運搬作業。積み込みと運搬。坑内ではそうですね。それから鉛製煉でも、日本人が調合した鉱石の原料をトロッコに積んで、熔鉱炉の上まで持って行って、そいつをあけると。

——やっぱり運搬……。

石川 そうですね。そういういわゆる単純労働ですね。

やっぱりあのころ一般に、私も直接俘虜使っておりませんでしたから、使っておられたのは現場でございませうから、現場の話聞きますと、やっぱりアメリカ人というのはおちよこちよいというか、非常にフランクだった。それからしんねりむつりで、英国人は気位ばかり高くて、やっぱりよくないといっていましたね。われわれ考えると、やっぱり敵国に対する作業ですから、サボってばかりいるけど、アメリカ人はやっぱり命ぜられたとおりにやるんだそうですね。英国人はこれは純粹のイングリッシュですよ。これはやっぱり気位ばかり高くてあんまりよくないといっていましたね。それから、蘭領インドネシアの連中はまあまあ、豪州(オーストラリア)がまた手をつけられんといっていましたね。こいつがあばれん坊なんですよ。

——蘭領インドネシアというのは黒人ですか。

石川 いや、黒人じゃございません。蘭領インドネシア、われわれと同じアジア民族ですよ。白人でも黒人でもない。ヒゲをはやして、あごヒゲなんかこういうふうだね。現地人でしたね。

——どこらへんでしょうか。

石川 ジャワ、スマトラ、ああいうところの現地人ですね。だけど兵隊でしたよ。まあ現地人の兵隊でしような。対戦国を当時はA、B、C、Dと分類していたですわな。Dのダッチというやつが、ダッチじゃなしにインドネシアなんですよ。

——日本人とトラブルなんか、問題はないわけですか。

石川 ええ、日本人とのトラブルはほとんど聞きませんでしたね。向こうはもうとらわれの身ですからね。かえって鉛製煉のクレインなんか故障起きたときなんか、アメリカ人が故障の修理なんか自発的に申し出たりなんかして、ああいうところがとても調子がよかった。それから、一人日本人が雪の降るときに、焼鉾硫酸の工場の裏で、雪にうずまった人がおったのを助けたりなんかして、そういういわゆる美談に属するケースもありましたですね。あのころ、俘虜収容所われわれは建物だけは向こうに提供したわけですけど、ときどき打ち合わせなんかにわれわれは行って行くわけですよ。それでやっぱりコリアンなんか俘虜に食わしていましたね。どうしてわかるかというと、消化不良で、便所に行くともうコリアンの粒ばかり落ちていましてね。だからだいたい日本も食べ物行き詰まっていますから、やっぱり俘虜の栄養状態なんかいいわけがないわけです。だから雑役作業で数でこなしたということですね。みんなもうよたよたして……。

——終戦っていうの、あれ十五日ですね。俘虜はそのときすぐ知るわけですか。十五日には知らない……。こっちへ来られたのは二十一日ですね。

石川 あれは終戦十五日になったでしょう。ですから、十六日から十七日に、艦載飛行機がよく銃撃した飛行機があるでしょう。グラマン、あれが鹿間谷をこう旋回して……。その接収にきたとき、いろいろ指示があって、俘虜収容所の屋根にすぐP・O・W（プリズナー・オブ・ウォー）と書けというわけですよ。さっそく書いてね。それからグラマンが飛んできてね。

——それが八月十六日ごろですか。

石川 いやいや、きてからです。まだ終戦たしか隠しておったでしょう。十五日現在では。まだ俘虜は知らなかったと思いますね。二十一日の晩に占領軍から来るまで知らないんじゃないでしょうか。

——所長は知っていたわけですね。

石川 ええ、所長は知っていたです。二十一日の晩に来て、二十二日にトレインの手配をしろということ、俘虜収容所の屋根にP・O・Wと書けという指示があって、すぐ書きましてね。したらグラマンが飛んできて……。だから、二十一日の晩はもうわかったわけですね。もう船津の警察からいっしょに行ったあれから聞いているでしょう。それでキャンプ・マスター命ぜられていますからね。二十一日の晩にはもうわかったわけですよ。

——騒ぐというようなことはなかった？

石川 ちょっとあったらしいですけど、たいしたことはないようでした。ぼくは終戦間近になったときは、名古屋方面、グラマンに銃撃されたというんで、いままです防空壕（ごう）横にばかりはいておったけど、銃撃されたら通らんように防空壕（ごう）厚くせよというふうなアドバイスもあってやっておったけど、とても山間部のごころへんなんか、はいつてくるもんかって思っていたんですよ。ところが、あのグラマンが鹿間谷にはいつて旋回するんで

すよ。これにはビックリしましたがね。

——中略——

——神岡でのおしごとのなかで、いちばん石川さんの印象に残っていることは？

石川 まあ俘虜と、朝鮮人の送還のことですね。それから、戦時中士気を鼓舞しなきゃいけないということで、とにかく各社宅をぶって歩いたわけですよ。「とにかく負けたら、巷間伝えられるところの、アメリカ人が上陸してきて、男は皆殺しにして、それから女は皆妾にされちゃうんだ。そういう話が強いんだから、とにかく一生懸命がんばろうじゃないか」といってアジって歩いて……。

あとは、いちばんやっぱり俘虜関係ですね。さきほど申し上げた、陸軍俘虜收容所の管理者が、銃の肝心なところをはずして渡して……。あとは、戦犯の弁護人に行きましたよね。俘虜收容所長が、俘虜が逃げたものだから、そいつをつかまえてきて管倉に入れて、そして水を与えずに殺したという容疑ですよ。俘虜虐待というのが罪状なんですよ。それで俘虜收容所長以下、下士官、軍属が何名かつかまえられまして、それで軍事法廷にかけられたわけですよ。

——どこですか。

石川 横浜です。横浜のいまの地方裁判所じゃないでしょうかね。その法廷で裁判があって、参考人として私ども呼ばれたわけなんです。私のほかにまだ西村常務なんかも呼ばれましたがね。というのは、やはり向こうも検事側と弁護側があるわけですね。弁護人といったって、アメリカ人ですよ。検事もアメリカ人だし。弁護人のアメリカ人の弁護人側の参考人として呼ばれたわけです。それで法廷に行って、参考人としていろいろ聞かれたんですけどね。裁判風景なるものも、ちょっと印象に残ってますですね。検事も弁護人も、日本人みたいな神主さんみたいなかっこ

うしてないですよ。平服ですよ。もう暑いところですから、ワイシャツ腕まくりしてね。それで裁判長だけは、なんか国旗をうしろにして軍服着ていたようでしたね。で、弁護人側がいろいろ陳述するわけですよ。これはちゃんと裁判長のところにプリントが出ているんでしょう。はじめ検事が論告して、あと弁護人が……。私どもは古嶋さんという所長の裁判じゃないんです。なんか軍属の方の参考人で呼ばれたんですけどね。弁護人が一生懸命コカ・コーラ——ぼくはいまでも印象に残っていますけど、軍事裁判所の入り口に売店があって、「五セント」と書いてあるんですよ。いまコカ・コーラいくらするか知りませんがね。それで、五セント持たんですわな、こっちは日本の金しか持たんですから買えないです。また売らないです。のどがかわくんですけど、買って飲むわけにいかない。で、法廷にはいったところが、弁護人がコカ・コーラ片手にラップ飲みですよ。そして腕まくりして、そしてベンチに片足掛けたようなかっこうで、とうとうと弁護しているわけですね。その間、裁判長横向いてアクビしているわけですよ。(笑)それから一席ぶって、弁護人が今度証人として石川なら石川というの呼んでいるから聞いてくれと。その前に弁護人のうちへ行っちゃんと打ち合わせついているわけですよ。もうちゃんと筋書きができているわけですね。「とにかく不利なことをいわんでくれ。きみは俘虜收容所なんかときどき行って俘虜を優遇というわけじゃないけど、処置についてなんか感心したことあるだろう」と。「いや、あります。一生懸命物資の乏しいときに、俘虜に食わせるんだから、なんとか会社で考えてくれんか、と、いって、だいたい申し出受けている」と、そういうこというてくれというわけですね。それでそういうこと述べましたがね。また向こうの聞くのが、ハワイの二世生まれなんかの通訳ですよ。軍事法廷のね。それがまたたどしい日本語で聞くでしょう。「なんとかしたのであるところの」とか何とか、まわりくどい質問するわけですよ。なんだかこっちはさっぱりわからん。まあとにかく俘虜收容所の人は全部非常に俘虜を遇するのに苦心しておられたようだと。ちゃんとおるわけです。その被告が、丸坊主になって、ダブダ

種別	摘要		内地人	勤報隊	女子挺身隊	学徒	組夫(内地人)	組夫(半島人)	移入半島人	白人俘虜	計
	終戦時在籍者	十月末現在									
内地人	二、〇一一	二、一三二	七九七	七八	七四	二七四	一〇四	二五三	一、四一四	九一九	五、九二四
復員	四二二	四二〇	四二二	—	—	—	—	—	—	—	四二二
新採用	—	一三九	—	—	—	—	—	—	—	—	一五〇
退山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、五九一
十月末現在	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、九〇四
備考	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五一%減

(A) 全山
 一、労務者ノ減少
 第六表 要員充足難ト其ノ対策(二〇、一〇、三二)
 終戦ニ伴イ次ノ如ク労務者總数八五、九〇〇名ヨリ二、九〇〇名ニ減シ戦前ノ四九%ニ激減セリ
 神岡鉱業所

第4表 従業員数調 (昭和20年6月末現在)

	内地人				計	外地人			合計	
	一般	工転	短期	学徒		半島	華人	俘虜		
石炭山計	42,435	1,541	3,841	1,000	48,817	14,666	4,722	2,950	22,338	71,155
金属山計	2,841	—	166	387	3,394	1,975	—	951	2,926	6,320
工場計	8,849	—	337	2,708	11,894	3,179	137	485	3,801	15,695
總計	54,125	1,541	4,344	4,095	64,105	19,820	4,859	4,386	29,065	93,170

第5表 終戦時における事業所別外人労務者数 (20.8現在)

業種	事業所	朝鮮人	華人	俘虜
石炭	三池	2,297人	2,348人	1,409人
	田川	2,195人	623	398
	山野	1,850人	581	573
	砂川	2,137人	385	—
	芦別	2,055人	440	611
	美唄	1,418人	434	430
石炭山計	—	—	—	—
金属	神岡	1,297	—	945
	大阿	48	—	—
	三蘇	215	—	—
	彦煉	400	—	283
	日島	236	—	—
	竹比	99	99	200
金属関係計	100	—	—	
その他	三港	—	—	45
總計	—	14,733	4,900	4,894

『資料・三池争議』14ページ

(b) 生産現場

次ノ如ク戦前ニ比シ採鉱三八%、選鉱五九%製煉三九%ニ激減セリ
(f) 採鉱

種別	摘要	終戦時在籍者		終戦後十月末迄			十月末現在	備考
		復員	増	新採用	減	退山		
内地人男女		八三八	一四九		三七	一七七	八四七	
勤報隊		一六四				二四	四四五	
女子挺身隊		七一				七一		
学徒		一〇				一〇		
組夫(内地人)		二二四				一七四	四〇	
組夫(半島人)		八九六				八九六		
移入半島人		五三〇				五三〇		
白人俘虜								
計		二、七二三	一四九	四二		一、八八二	一、〇三二	六二%減

(注) 以下の部分は失われている。

プの「SP」と書いた眼を着せられて、大きな靴をはかされた日本人がおるわけです。顔なじみですが、言葉をかかわすわけにいかない。目であいさつする。とにかくいいかげんな裁判だなど思いましたね。もうちゃんと筋書きできているんですよ。裁判長アクビなんかしているんですからね——。

三 俘虜労働の特殊性

神岡鉱山で使役された俘虜の数は、関係者の記憶ではほぼ千名となっているが、この数値は他の資料と符合している。たとえば、一九四五年末日現在の三井鉱山全山の『従業員数調』によると、金属山で使役されている俘虜は九五一名となっている。この数は他の資料と照合してみると神岡鉱山のみのもので解される。(第四表参照。ただし、同じ金属山の欄の半島人の数一、九七五名は、他の資料による神岡鉱山の数より多いので、神岡鉱山以外のものが加わっていると解される。)

また、『資料・三池争議』に収録されている一九四五年八月現在の「事業所別外人労働者数」によると、神岡鉱山の俘虜は九四五となっている。また、『要員充足難ト其ノ対策』と題する一九四五年三十一日付のプリントによれば、終戦時に在籍した白人俘虜は九一九名となっており、この数は前の資料の示す数より若干少いように思われる。神岡の俘虜収容所に収容された俘虜が古嶋氏らの記憶している如く千名とすれば、右の諸資料の示す数とのあいだにいくらかの差がある。しかし、右の諸資料は俘虜の管理に責任をもっている収容所側のものでなく、収容所から提供された労働力を使役する限りで俘虜を管理する責任を負っていた会社側のものであるから多少の誤差はまぬがれないものと思われる。収容していた俘虜のなから死亡者が出たことは石川氏の話のなかにもある。が、四十名ないし五十名の人数(千名との差の)すべてが死亡したことを意味するものではないのであろう。

右の第四表、第五表で気づかれることの一つは、同じ三井鉾山傘下において、神岡鉾山では中国人を使用しなかったことである。中国人をなぜ使役しなかったのかという問題については別に述べなければならぬ。中国人を使役しなかっただけに、神岡鉾山における俘虜の労働は、朝鮮人労働者の労働とともに一定の重要な役割をになつてきたことが指摘される。第六表は俘虜の数を九一九名としており諸資料のうち最小なのであるが、この表を手がかりとしてみると、俘虜は全山の労働者の一五・五%を占め（朝鮮人は二八・一%）ていたのである。これを採鉱部門についてみると一九・五%（朝鮮人は四〇・七%）となり、無視できない労働力であったことがうかがわれる。これら俘虜の働きぶりの詳細はいまのところ審かにしえない。

同じ三井鉾山傘下にありながら、神岡鉾山では中国人労働者を使役しなかったことについて、石川秀雄氏は中国人労働者はひじょうに歩どまりが悪いという石炭山のデータを考慮して思いとどまったとのべている。前掲資料の示すところによると、神岡鉾山では邦人労働者のほかに朝鮮人約千四百名と俘虜約千名を使うことによって、神岡鉾山にとっては前例のない五千五百名という多数の労働者を確保していたのであるから、関係者のいうようないきさつがあったと考えてよいであろう。

東条内閣が急迫した労働力を補充するために中国人連行の方針となった「華人労働者内地移入ニ関スル件」を閣議決定したのは一九四二年十一月二十七日である。この方針に基づく「試験的移入」として一、四二〇名の中国人が中国本土から連行されたのは一九四三年四月から十一月にかけてのことである（中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標』、一九六四年、三五—四一ページ）。本格的に、約三万八千名の中国人が本土に移入されたのは一九四三年から四四年五月にかけてのことである（前掲書、八〇ページ）。こうして移入された中国人のなかには筋肉労働に堪えられない高年令の者や病弱者栄養失調者が含まれており、本土に来る途中の船中で死亡してしまふ者もあり、

本土に到着して就労してからも多数の死亡者を出している。このような事情が、神岡鉾山の労働対策の樹立にさいして考慮されたものと考えられる。

神岡鉾山の労働対策に影響を与えていることにも現われているように、等しく外人労働者といつても白人俘虜と中国人に対しては処遇の上でちがいがあったことが推測される。連行された中国人についてみれば、中国の港を出たときから敗戦後日本の港を出るまでのあいだの死亡率は一七・六%にも達している（前掲、二七八ページ）。一九四八年の日本人の死亡率は一〇〇人につき一・六三人といわれるから、この連行された中国人の死亡率は異常に大きいとみなければならぬ。中国人の死亡率を個々の事業場についてみると四〇%をこえる例さえいくつかあり、三〇%をこえている場合などはけっして少なくない（宇佐美誠次郎「戦時労働力としての中国人捕虜」、大原社会問題研究所『資料室報』No.90、八ページ）。

ここで連行された中国人の国内での待遇問題に立ち入る必要もないが、中国人労働者を使役した各事業所から外務省に提出された報告を集計したところによると、全連行乗船者三八、九三九人のうち罹病人員は五八、九五四人（一五・一%）に及んでおり、とくに罹病人員五、〇〇〇人以上の疾病は、疥癬、胃炎、呼吸器病、潰瘍、膿瘍蜂窩織炎であり、（宇佐美誠次郎、前掲書、二八〇ページ）、中国人の多くが栄養失調の状態にあったことをうかがわせているのである。

他方、われわれは神岡鉾山における俘虜の疾病の状況や死亡率を審かにする資料を持たないが、知られている資料からは死亡率はどれほど大きくとも五%をこえなかったと推察され、赤十字による国際査察があったこと（中国人にはない）などを考慮に入れると、中国人と白人俘虜との間にはあきらかに待遇上の差があったと推定できる。（植民地人たる朝鮮人労働者に対しても、著しい差別待遇があったと考えられるが、その全ぼうを知る資料は見当らない。

詳しくは、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』一九六〇年、松村高夫『日本帝国主義下における植民地労働者』八慶応義塾経済学会『経済学年報』10、一九六七年Vなど参照。

このような白人俘虜と中国人労働者に対する待遇のちがいは、一方は国際法上の俘虜として扱われたのに対し、他方はそうでなかったというちがいに由来しているように思われる。じっさいに、第二次大戦の期間中、対中国戦争に關しては、中国人は軍人、一般民家ともに俘虜として扱われなかったのであるが、このことは、極東国際軍事裁判の判決のなかでも厳しく非難されている（『東京裁判判決』、一九四九年、毎日新聞社刊、二五八―二六三ページ）。中国人俘虜と白人俘虜に対する処遇のちがいをふくめて俘虜に対する待遇問題、俘虜の労働使役の問題を理解するために、「俘虜」の一般的性格とくに俘虜についての国際法上の位置づけを理解することが前提となるように思われる。

ところで敗戦までのわが国では、生きながら捕われの身となることを潔しとしないという風潮があつて、このことが俘虜問題の理解を妨げている。ベネディクトはこの風習をみごとに描き上げている。

「西洋の軍隊ならば、最善の努力を尽した後に、衆寡敵せずとわかれば、敵軍に降伏する。彼らは降伏した後もやはり自分を名譽ある軍人と考えており、その名前は、彼らの生きていることを家族に知らせるために、本国に送り返される。彼らは軍人としても、国民としても、又彼ら自身の家庭においても辱しめを受けない。ところが、日本人は事態を興つたふうに現定していた。名譽とはすなわち死にいたるまで戦うことであつた。とても望みのない状況に追い込まれた場合には、日本兵は最後の一発の手榴弾で自殺するか、武器を持たずに敵中に突撃を敢行して集団的自殺を遂げるかすべきであつて、決して降伏してはならなかつた。万一傷つき、氣を失つていて捕虜になつた場合でも、彼らは「日本へ帰つたら顔をあげて歩けない」のであつた。彼らは名譽を失つた。それ以前の生活から

見れば彼は「死せる者」であつた。」

（ルース・ベネディクト、長谷川松治訳『菊と刀』上、五五ページ）

このような、ベネディクトのいう「無降伏主義」「名譽」が何に由来するかをいまは問う必要はない。ここで重要なことは、戦争をしているからには避け難く生じてくる俘虜という問題について、その扱い方について正しく知らざれることがなかつたということである。

以下に、俘虜が国際法上どのように扱われてきたか、わが国政府がこの問題にどのように対処してきたのか、などについてその概略をのべてみよう。

武装解除された俘虜を人道的に扱うという俘虜の扱い方の一般的原則を国際条約によって規定しようという動きは、一九世紀後半からはじまつたといわれる。この動きは、度重なる戦争を経るなかで二国間また多国間条約として、あるいは国際赤十字委員会の活動のなかで少しずつ実現されてきたが、とくに一九〇七年にハーグで結ばれた『陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約』（しばしば「ハーグ陸戦法規」あるいはたんに「陸戦法規」と称せられている）とその附属文書である「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」（「陸戦法規慣例規則」）のなかで、近代的な俘虜取扱の一般的原则が確立されたとみてよい。この陸戦法規についてはわが国をふくむ二十五カ国が署名批准しており、署名したのが批准していない国が十四カ国（一九三八年現在）に及んでいる。

いかなる者をもって俘虜とみなすかという俘虜の定義・その範囲については、「適法の武装解除の敵」という定義をはじめとして国際法上やかましい議論のあるところである（たとえば、信夫淳平『戦時国際法提要』上巻、一九四三年、四〇八―四一七ページ）。しかし陸戦法規慣例規則はこの議論を避け、第二章俘虜の冒頭に、

第四条 俘虜ハ敵ノ政府ノ権内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ権内ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ

俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ兵器、馬匹及軍用書類ヲ除クノ外依然其ノ所有タルヘシ

と俘虜に対する待遇の原則を掲げている。同規則では以下第二十条まで俘虜について規定している。このうち、第六条には俘虜の労務について、第七条には衣食について、第十四条にはさきのきぎとりのなかにも出て来た俘虜情報局の職能についてそれぞれつぎの如く規定している。

第六条 国家ハ將校ヲ除クノ外俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ応シ勞務者トシテ使役スルコトヲ得

其ノ勞務ハ過度ナルヘカラス又一切作戰動作ニ關係ヲ有スヘカラス

俘虜ハ公務所、私人又ハ自己ノ為ニ勞務スルコトヲ許可セラルルコトアルヘシ

国家ノ為ニスル勞務ニ付テハ同一勞務ニ使役スル内国陸軍軍人ニ適用スル現行定率ニヨリ支払ヲ為スヘシ右定率ナ

キトキハ其ノ勞務ニ対スル割合ヲ以テ支払フヘシ

公務所又ハ私人ノ為ニスル勞務ニ関シテハ陸軍官憲ト協議ノ上条件ヲ定ムヘシ

俘虜ノ勞銀ハ其ノ境遇ノ難苦ヲ軽減スルノ用ニ供シ剩余ハ解放ノ時給養ノ費用ヲ控除シテ之ヲ俘虜ニ交付スヘシ

第七条 政府ハ其ノ権内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務ヲ有ス

交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於テハ俘虜ハ糧食、寝具及被服ニ関シ之ヲ捕ヘタル政府ノ軍隊ト対等ノ取扱ヲ受クヘシ

第十四条 各交戦国ハ戦争開始ノ時ヨリ又中立国ハ交戦者ヲ其ノ領土ニ收容シタル時ヨリ俘虜情報局ヲ設置ス情報局

ハ俘虜ニ関スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院、死亡ニ関スル事項其ノ他各俘虜ニ関シ銘票ヲ作製補修スル為ニ必要ナル通報ヲ各該官憲ヨリ受クルモノトス(以下略)

右に引用したハーグ陸戦法規が締結されたのは第一次世界大戦以前である。第一次世界大戦の多くの経験は、俘虜に対する人道的扱いがハーグ陸戦法規のみでは不十分であることを教えた。また、陸戦法規は俘虜条項のみでなくひろく陸戦に関して要請される慣例を条文化したものであったため、これと独立に、一九二九年に「俘虜ノ待遇ニ関スル条約」(「俘虜待遇条約」と略す)がジュネーブで結ばれた。この条約については三十一カ国(一九三八年現在)が批准したが、わが国は署名はしたが、ついに批准はしなかった。署名したのみで批准してない国は十五カ国である。ほとんどの文明国が批准していたにもかかわらず、わが国がこの俘虜待遇条約を批准していなかったことは極東国際軍事裁判でも問題とされたがこの点についてはのちにふれる。

俘虜待遇条約は

第二条 俘虜ハ敵国ノ権内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ権内ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルヘク且暴行、侮辱及公衆ノ好奇心ニ対シテ特ニ保護セラルヘシ

俘虜ニ対スル報復手段ハ禁止ス

第三条 俘虜ハ其ノ人格及名誉ヲ尊重セラルヘキ權利ヲ有ス婦人ハ女性ニ対スル一切ノ斟酌ヲ以テ待遇セラルヘシ

俘虜ハ其ノ私権ノ完全ナル享有能力ヲ保持ス

第四条 俘虜捕獲国ハ俘虜ヲ給養スルノ義務ヲ負フ

俘虜ノ待遇ノ差別ハ其ノ待遇ヲ受クル者ノ軍事的階級、肉体的又ハ精神的健康状態、職業的技能又ハ性ノ區別ニ基クニ非サレハ不法トス

(俘虜待遇条約の訳文は、安井郁編『条約集』一九三九年、に収録された編者の仮訳によった。)

という規定で俘虜待遇の一般的原则を明らかにしている。(第二条第一項は陸戦法規慣例規則第四条第一項とほぼ同

文である。この条約は全文九十七条に及び、つぎの如き詳細な構成となっている。（陸戦法規慣例規則では、俘虜に
関する規定は四条から二十条までの十七カ条である。）

第一編 総則（一―四条）

第二編 捕獲（五―六条）

第三編 拘束（七―六七条）

第一款 俘虜ノ後送（七―八条）

第二款 俘虜收容所（九―二十六条）

第一章 俘虜收容所ノ設備（十条）

第二章 俘虜ノ食糧及被服（十一―十二条）

第三章 俘虜收容所ノ衛生（十三―十五条）

第四章 俘虜ノ知的及道德的要望（十六―十七条）

第五章 俘虜收容所内ノ規律（十八―二十条）

第六章 将校及之ニ準スル者ニ関スル特別規定（二十一―二十二条）

第七章 俘虜ノ金銭収入（二十三―二十四条）

第八章 俘虜ノ移送（二十五―二十六条）

第三款 俘虜ノ労働（二十七―三十四条）

第一章 総則（二十七条）

第二章 労働ノ組織（二十八条―三十条）

第三章 禁止労働（三十一―三十二条）

第四章 労働分遣所（三十三条）

第五章 労銀（三十四条）

第四款 俘虜ト外部トノ連絡（三十五―四十一条）

第五款 俘虜ト官憲トノ関係（四十二―六十七条）

第一章 拘束制度ニ関スル俘虜ノ苦情申出（四十二条）

第二章 俘虜ノ代表者（四十三―四十四条）

第三章 俘虜ニ対スル処罰（四十五―六十七条）

(一) 総則 (二) 懲罰 (三) 訴追

第四編 拘束ノ終了（六十八―七十五条）

第一款 直接送還及中立国ニ於ケル收容（六十八―七十四条）

第二款 戦争終了ノ際ニ於ケル解放及送還（七十五条）

第五編 俘虜ノ死亡（七十六条）

第六編 俘虜ニ関スル救恤及情報局（七十七―八十条）

第七編 或種非軍人ニ対スル条約ノ適用（八十一条）

第八編 条約ノ執行（八十二―九十七条）

第一款 総則（八十二―八十五条）

第二款 監督ノ組織（八十六―八十八条）

第三款 最終規定（八十九―九十七条）

陸戦法規慣例規則第十四条および俘虜待遇条約第七十七条によると、開戦国はただちに俘虜情報局を設置しなければ

ばならないが、日本政府は一九四一年までこれを設置しなかった。政府は日中戦争はあくまでも「支那事変」であって戦争ではないという見解をもっていたから、日中戦争下では国際法上の俘虜はあり得ないことになっていたのである。しかし政府の見解がどうであろうとも、現実には日中戦争下にも日中双方とも俘虜は存在した。俘虜として扱われて然るべき多くの中国人は、国際法上の俘虜としての扱いをうけなかった。政府が、日本と中国との間には戦争状態は存在せず、日本軍に抵抗していた中国軍隊は合法的な戦闘員ではなくて単なる匪族であるという見解を主張していたからである。さきに言及した中国人労働者と白人俘虜とに対する処遇のちがいは、「支那事変は戦争ではない」という政府の見解に深く関係しているとみてよいのである。

なお俘虜の待遇問題で重要なことは、わが国は一九二七年の俘虜待遇条約を批准していなかったが、一九四二年になって、太平洋戦争下の俘虜についてはこの条約を準用する方針を明らかにしていたことである。太平洋戦争開始直後の一九四一年十二月から翌四十二年一月にかけて、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの政府から、中立国を通してわが国に対し、俘虜待遇条約とジュネーブ赤十字条約（「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」、一九二九年七月にジュネーブで署名、わが国は一九三四年に批准している）の条項を遵守するが日本政府はどうするかという照会が行なわれた。これに対し政府は、外務省、陸軍省、内務省、拓務省の協議のうえ、一九四二年一月二十九日アメリカ政府に対し、「日本帝国政府は一九二九年七月二十七日のジュネーブ赤十字条約の締結国として同条約を厳重に遵守し居れり。日本帝国政府は俘虜の待遇に関する一九二九年七月二十七日の国際条約を批准せず、従って何等同条約の拘束を受けざる次第なるも、日本の権内にあるアメリカ人たる俘虜に対しては、同条約の規定を準用すべし」という回答が行なわれた。同日付で、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドに対してもアメリカに対するものとほぼ同文で、さらに「俘虜に対する食糧及衣料の支給に当りては、相互的条件の下に俘虜の国民的及民族的習慣を考慮すべし」とつけ加えられた回答が出された。なお、政府は、俘虜待遇条約を抑留非戦闘員にも適用したいというアメリカ政府の申し出についても、同年二月に「相互条件の下に能ふ限り準用すべし」と回答した。同様の誓約はその他の連合国にも与えられた（前掲『東京裁判判決』二八三—二八五ページ）。こうして、政府は、俘虜待遇条約の規定を俘虜にも一般抑留者にも同じように適用すること、交換公文によって要求されているように、食糧と衣服をかれらに支給する際には、かれらの国民的民族的習慣を考慮することなどを相互主義の精神に従って守ることを約したのである。そのため、敗戦後の戦争犯罪裁判において、俘虜に対する侮辱、不法使役、飢餓、冷遇、拷問、虐待などの罰は厳しく追求されることになる。戦犯裁判については別の機会にふれる。

こうして国際的に約束した俘虜の待遇問題を規定する国内の法規としては、

俘虜情報局官制（昭一六、一一、二七、勅令一二四六）

俘虜收容所令（昭一六、一一、二三、勅令一一八二）

俘虜取扱規則（明三七、二、一四、陸達二二、その後一部改正）

俘虜取扱細則（明三七、五、一五、陸達九七の二、その後一部改正）

俘虜労役規則（明三七、九、一〇、陸達一三九、その後一部改正）

俘虜派遣規則（昭一七、一〇、二二、陸省令五八）

派遣俘虜取締規則（昭一七、一〇、二二、陸達七四）

俘虜自由散歩及民家居住規則（明三八、三、一八、陸達二二）

などがあり、これらによって国際法規は誠実に遵守されることになっていたのである。

第7表 外人使役人員調

受入先	俘虜員	送還日			朝鮮人送還日			華人送還日		
		年	月	日	年	月	日	年	月	日
三池	1,409	20.	9.	15	20.	10.	22	20.	11.	22
田川	398	"	"	21	"	10.	24	"	11.	23
山野	573	"	"	21	"	11.	8	"	11.	8
山別	611	"	11,	12	"	12.	17	"	12.	9
声唄	430	"	"	11	"	12.	5	"	11.	23
計	3,421									
神岡	945	20.	9.	6						
三煉	283	"	"	15 ¹⁶						
三日	45	"	"	15						
比	200	"	"	13						
計	1,473									
合計	4,894									

朝鮮人と華人の送還日は、『資料・三池争議』16ページの表で補った。なお、同表によれば、砂川の朝鮮人送還日は20年12月14日、華人の送還日は20年10月20日、また新美唄の朝鮮人送還日は20年11月23日となっている。

時間、交替就業者は七時より七時までで休憩二時間を含めて十二時間）、俘虜ノ使用期間が記載され、この願は同年四月二十六日付で許可になっている。神岡鉦業所の場合も同様の書類を提出していたものと推量される。

なお、石川氏は俘虜に給する食事の内容についての基準も条約によって規定されていたという意味の発言をしておられるが、このような具体的なとりきめが存在したのかどうかという点について、筆者は確認することができなかった。

一九四五年八月十五日以後のこと、とくに送還の事情については、石川氏らのお話にヴィヴィッドに描き出されているが、八月二十三日には本社から『各種労務者取扱方針決定ノ件』という指示が出されており、そのなかで「内務、軍需、厚生各省関係課長及石炭及鉦山統制会勤労部長等昨二十二日会合の上左記ノ通り方針決定セラレタリ」として俘虜については、

俘虜を労働に使役することについては、将校及之に準ずる者を除いて使役できること、将校と之に準ずる者は労働を自ら欲するときは使役できること（俘虜待遇条約第二十七条）、労働の内容は作戦行動に直接関係ないこと、労働の内容が不健康又は危険なもの、肉体的に不適当なものでないこと（俘虜待遇条約第二十九—三十二条）など一定の条件で国際的にも容認されている。企業が俘虜收容所外で俘虜の使役を希望するときは俘虜労務規則にしたがって陸軍大臣に申し出認可をうるることとなっていた。石川氏は、何回か出頭して使役の申し込みをし、俘虜の割当てを受け、主として俘虜に関する調査や情報の収集、交換の任に当り、俘虜に対する支配や監督の権能をもっていない。この間の事情をじゅうぶんに明らかにし得ないが、極東国際軍事裁判のなかで明らかにされたところでは、一九四二年三月三十一日に陸軍省軍務局内に「俘虜管理部」が設けられ、これが「俘虜及戦地ニ於ケル抑留者の取扱ニ関スル一切ノ事務ヲ行フ」権限を与えられていたといわれる（前掲、『東京裁判判決』二八六—二八七ページ）から、使役に供する俘虜の割当もこの俘虜管理部によって行なわれたのではないかと推量される。なお俘虜派遣規則は、「俘虜ヲ労務ニ服セシムル為俘虜收容所外ニ派遣居住セシムル」場合に適用されたものであり、神岡鉦山のごとく收容所に居住している場合には適用されなかったと思われる。俘虜派遣規則によれば「派遣俘虜ノ糧食、寝具、燗房用薪炭、日用品、旅費其ノ他ノ給与ハ派遣俘虜使用者」が担当することになっていたが、神岡鉦山の場合は派遣俘虜ではないから、会社が食糧の心配などをしているのは、石川氏のいわれるごとく契約外のサービスであったわけである。なお、神岡鉦業所の俘虜労務関係の書類は失われたものの如くで筆者らはみていないが、日比製煉所が昭和二十年四月五日付で陸軍大臣杉山元宛に提出した「俘虜労務許可願」には、俘虜の人員、使用場所、労務の種類、收容設備、警戒員、労務指導、賃金（軍に納入）、労務服務時間（邦人従業員と同様で常昼勤者は七時より五時までで休憩時間一時間を含めて十

1、軍ニ於テ一切処理スルニ付事業主トシテハ別ニ配慮ノ要ナシ

但シ坑内就業ハ中止シ専ラ休養ニ努メシムル様取計フコト

2、送還ノ時機方法ニ就テハ支所長ヨリ通知アルベキモ華人、半島人ニ先立チ早還実施セラルベシ
とのべられている。

なお、『外人使役人員調』なる書類（第七表）及び（第六表）によれば、神岡の俘虜は三井鉱山傘下各事業所中最も早く一九四五年九月六日に送還されている。石川氏が八月二十四日頃帰ったといっておられるのは、記憶ちがいではないかと思われる。

一九四六年に入って、俘虜情報局より各事業所に対して俘虜使役の状況調査の照会が行なわれているものごとくであるが、神岡鉱業所についての関連資料は見られない。

（専修大学経営学部講師）